

国民健康保険「人間ドック検査料」助成 上半期分の申し込みを受け付けます

国民健康保険では、疾病の予防・早期発見・早期治療のため「人間ドック1日コース検査料」を助成します。

対象者 次のいずれにも該当するかた
2月1日現在、1年以上継続して国民健康保険に加入されているかた
昭和47年4月2日以前生まれのかた
申請時に、平成18年度第7期以前の保険料に未納がないかた

検査機関 芦屋病院の「人間ドック1日コース」

検査項目 身体測定、一般診察、尿一般、便ヘモグロビン、胸部X線、心電図、血清検査、血液一般、血液化学(肝機能、腎機能、膵機能、糖質、脂質検査)、腫瘍マーカー、胃カメラまたは食道・胃・十二指腸造影(バリウム)、腹部超音波検査、直腸触診、眼科検査(女性のみに子宮癌検診、乳腺触診、乳房攝影検査) 胸部CTは、オプション(追加料金3,000円)

助成内容 検査料金 男性 40,000円(本人負担額18,000円)
女性 42,000円(本人負担額20,000円)

助成金額 22,000円

対象 300人
応募多数の場合、2月16日(金)午後1時から市役所北館2階会議室4で公開抽選します。

検査日 4月1日～9月30日(土・日・祝日除く)
2月下旬頃、芦屋病院から受診希望日の調整・検査項目等の詳しいお知らせを郵送します。 下半期分は、8月1日号に掲載予定です。

申し込み はがき(1人1枚)に、被保険者証番号・氏名(フリガナ)・住所・生年月日・性別・電話番号を記入し、2月13日(火)必着まで下記へ。

問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当 ☎38-2035
(〒659-8501 住所不要)

税 確定申告

問い合わせ 芦屋税務署 ☎31-2131
各会場は公共の交通機関をご利用ください。

所得税等の申告窓口・申告期限

所得税・贈与税 3月15日(木)
消費税・地方消費税 4月2日(月)

確定申告書は、自分で書いてお早めに、「申告書送付用封筒」が作成できるチラシを用意しています。ご利用ください。

申告期限までに申告をしなかったり、誤った申告をすると、本来納めるべき税額のほか、加算税や延滞税が課されます。所得税の申告をされたかたは、市・県民税および事業税の申告をする必要はありません。

金融機関の口座から自動的に税金を納付する振替納税をお勧めします。振替日は、申告所得税は4月20日(金)、個人事業者の消費税・地方消費税は4月26日(木)です。

芦屋税務署の日曜受付日(通常、土・日・祝日は閉庁)
2月18日・25日の日曜日に限り、確定申告の相談と申告書の受け付けを行います。芦屋税務署の申告会場は、今年から3階フロアに変わっています。税務署以外の申告会場
職員や税理士が書き方の相談(贈与・譲渡所得の申告相談は除く)に応じます。いずれも、午前9時30分～正午・午後1時～4時 *受付は午後3時30分まで

【ラポルテ本館3階ホール(JR芦屋駅北)】
日 時 2月16日～3月9日(土・日曜日を除く)

【東灘区役所4階大会議室】
日 時 2月5日～15日(土・日曜日を除く)

【うはらホール(東灘区民ホール5階)】
日 時 2月16日～3月9日(土・日曜日、2月26日・3月5日を除く)
e - T a x (国税電子申告・納税システム)で、自宅でゆっくり申告！
還付申告について、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮します。処理に必要な添付書類が税務所に到着してからの期間となります。
e - T a x ホームページアドレス http://www.e-tax.nta.go.jp
国税庁ホームページで確定申告書が作成できます
「確定申告書等作成コーナー」では、画面の指示に従って金額等を入力すれば、いつでも申告書等が作成できます。また、作成したデータをe-Taxで申告することもできます。 国税庁ホームページアドレス http://www.nta.go.jp

税市・県民税

申告期間 2月16日～3月15日(土・日曜日を除く、執務時間内)
受付場所 市役所南館1階 12番窓口 課税課市民税担当
問い合わせ 課税課市民税担当 ☎38-2016

申告の必要なかた

- 平成19年1月1日現在芦屋市に住所があり、次に該当するかた
・ 税務署に所得税の確定申告をする必要のないかた
・ 給与所得者であっても、次のようなかたは申告してください。
・ 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されないかた
・ 給与所得以外に所得があるかた、雑損控除・医療費控除を受けようとするかたで、税務署に確定申告をする必要のないかた
・ 収入が年金のみで、支払った国民健康保険料や生命保険料などのあるかたで、税務署に確定申告をする必要のないかた
- 市外に住所のあるかたで、芦屋市内に事務所・事業所または家屋敷のあるかた
- 所得のないかたで市・県民税の各種証明の必要なかた
平成18年中に所得のないかたや扶養家族になっているかたは申告の必要はありませんが、市・県民税の各種証明が必要なかたは所得のない旨の申告をしてください。

準備するもの 公的年金等の源泉徴収票 / 給与所得の源泉徴収票または雇用主の支払証明書 / 収入内訳書(事業所得者等) / 平成18年中に支払った生命保険料、損害保険料の証明書、国民年金保険料の控除証明書、医療費の領収書、損害を受けた資産の明細書など / 印鑑
平成19年度から実施される主な改正点
住民税所得割の税率の一律10%化 国の三位一体の改革に伴う税源移譲により、課税総所得金額(給与と年金等)の多寡によらず一律10%に統一されます。多くのかたは住民税が6月から増えますが、あわせて所得税の税率も調整されるなどの措置により、所得・控除などが同一であれば、所得税と住民税の合計額は増えません / 定率減税の廃止 平成18年度では7.5%(上限2万円)で住民税所得割から減税していた定率減税が廃止されます。これにより平成19年度は最高2万円増えることになります / 65歳以上のかたに対する非課税の廃止 65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下のかたについての非課税措置が廃止された経過措置として、平成18年度から引き続き、昭和15年1月2日までに生まれかたへの減額措置があります。ただし、平成18年度より減額割合は低くなります / 65歳以上のかたに対する減免の廃止 65歳以上で前年の合計所得金額が125万円を超え158万円以下のかたについての減免措置が廃止された経過措置として、平成18年度から引き続き、昭和15年1月2日までに生まれかたに対する軽減措置があります。ただし、平成18年度より軽減割合は低くなります。

所得税の確定申告書を提出されるかたへ

個人の市・県民税(個人の住民税)の税額は、所得税の確定申告書に記載された所得の金額、その他の事項を基に計算し、納税者のかたに通知することになっています。次の事項については所得税と住民税で取り扱いが違いますので、ご注意ください。

- 配当に関する住民税の取り扱いについて
住民税は、所得税で確定申告をしないことを選択した「未上場株式の少額配当等」も、他の所得と総合して課税されますので、『住民税に関する事項」欄(申告書第二表)に、次の算式で計算した金額を記入してください。

確定申告書第一表の配当所得金額 A	+	確定申告をしないことを選択した未上場株式の少額配当金 B	=	配当に関する住民税の特例 (A + B)
-------------------	---	------------------------------	---	----------------------
- 複数銘柄の株式の配当金があるかたは、必ず「所得の内訳書」にその明細を記入し、確定申告書に添付してください。
- 給与所得以外の住民税の徴収方法の選択について
給与所得者のかたで、主たる給与以外の所得に係る納付は、次の2とおりの方法がありますので、希望する方法の にチェックを入れてください。
特別徴収(給与から差し引き)...毎月支払われる給与から徴収し納付する方法
普通徴収(自分で納付)...個人で年1回または4回で納付する方法
- 配当割除除額
前年中に県民税配当割(3%の税率)が特別徴収された、特定配当等の額
所得税で確定申告をしない場合、住民税も特別徴収で済ませることになります。
所得税で確定申告をして配当除や源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合、住民税も配当除や特別徴収税額の控除や還付を受けることになりますので、県民税配当割額を申告書第二表「配当割額除除額」欄に書いてください。
*この場合、特定配当等に係る配当所得は住民税の控除(扶養控除等)、国民健康保険料、介護保険料などの判定の基礎となる合計所得金額に含まれますのでご注意ください。
- 株式等譲渡所得割額除除額
前年中に県民税株式等譲渡所得割(3%の税率)が特別徴収された特定株式等譲渡所得金額
所得税で確定申告をしない場合、住民税も特別徴収で済ませることになります。
所得税で確定申告をして源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合、住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受けることになります。県民税株式等譲渡所得割額を申告書第二表の「株式等譲渡所得割額除除額」欄に書いてください。
*この場合は、特定株式等譲渡所得金額に係る譲渡所得は、住民税の控除(扶養控除等)、国民健康保険料、介護保険料などの判定の基礎となる合計所得金額に含まれます。

介護サービス等利用に係る医療費控除

【おむつにかかる費用】
おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代え、市が介護保険法に基づいて介護認定による主治医意見書の内容を確認した書類添付でいい場合がありますので、ご相談ください。

【介護サービスの対価】
介護保険のサービスについて、医療系サービス訪問看護などに係る自己負担額が医療費控除の対象となります。

福祉系サービスについても居宅サービス計画に医療系サービスが位置づけられている場合等に、自己負担額が医療費控除の対象となります。

介護保険で、「要介護」以上に認定された六十五歳以上の高齢者のかたは、確定申告の際に、障害者控除を受けることのできる認定費障害者控除対象者認定書を交付できる場合がありますので、高年福祉課

問い合わせ 高年福祉課介護保険担当 ☎38-2046

医療費控除の対象となる金額については、各サービス事業所が発行する領収書に記載されています。記載のない場合は、各事業所に確認ください。なお、最終的に医療費控除の対象になるかどうかは、税務署が個々に判断することになります。

要介護認定者のかたの障害者控除認定

介護保険で、「要介護」以上に認定された六十五歳以上の高齢者のかたは、確定申告の際に、障害者控除を受けることのできる認定費障害者控除対象者認定書を交付できる場合がありますので、高年福祉課

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

申請に必要なもの
申請者(障害者)の証明(保険証等)
申請者の印鑑
要介護認定者のかたの証明(保険証等)

**ビルオーナーの皆さんへ
あなたのビルは大丈夫？**

建物の用途変更がある時、テナントの入居店があり模様替えする時など、知らない間に法令に違反していたということはありますか？
そんな時、届出義務や消防法上の問題はありますか？
事前に消防本部予防課(☎38-2098)へご相談ください。

平成19年度留守家庭児童会入会児童募集

留守家庭児童会は、保護者が就労等で昼間家庭にいない、小学校低学年の児童を対象に、学校の放課後、遊びを通じて生活指導その他児童の健全育成を図ることを目的としています。遊びを通じて、スポーツ・文化・レクリエーション等の諸活動を行い、集団による余暇指導を行います。

対象 新1～3年生で、保護者が就労等で昼間不在となる児童

受付 2月1日～15日(土・日・祝日を除く)に、各小学校の留守家庭児童会(午後0時15分～5時30分)、体育館・青少年センター(土曜日受付・午前9時～午後5時30分)へ。 申込用紙は、市役所案内窓口・教育委員会総務課・ラポルテ市民サービスコーナーにもあります。

2月15日(木)の受付終了時で、各学級の定員を超えた場合は抽選。定員に余裕がある場合は、引き続き、先着順で受け付けます。

申請 留守家庭児童会入会申請書(入会希望児童1人につき1通)
在職証明書等(児童の保育に当たることができないことを証明するもの)

費用 《育成料》月～金曜日・月額8,000円/月～土曜日・9,600円
《その他》おやつ・教材費(月額2,000円)、スポーツ保険代(年額500円)

【育成料の減額申請】
保護者の平成18年度市民税所得割額の合計が、6万円未満の世帯は減額免除の対象となります。 育成料減額申請書 平成18年度市民税課税証明書(平成18年1月1日現在の住所地を管轄する市で請求してください)

問い合わせ スポーツ・青少年課 ☎22-0358

芦屋の人



撮影・森田敬司(ハナヤ勤兵衛)

昭和四十二年に、神戸の六甲のふもとに、「六甲カウンスリングセンター」(現在は西宮)を設立して、今年で四十年になります。また、昭和五十六年に奥池町に住むようになって十五年が過ぎようとしています。

芦屋に住み始めてすぐ、市の教育委員や青少年愛護センター運営委員(現委員長)をやらせてもらいましたが、学校現場に触れる機会を与えられたように、臨心理療の立場からいろいろ経験をさせてもらったと思っています。

私の専門は、不登校や適応障害で戸惑っている青少年のカウンスリングですが、芦屋の子どもの顕著なのは、知能が高く優秀なのに、人間関係に

高学歴の親御さんが多く、期待度も高いため、耐え切れずに、心を病んでしまつたかもしれません。

ところで、昨年六月から芦屋大学に「アスペルガー研究所」が開設され、私はその所長に就任しました。アスペルガー症候群の人は、高い知能を持ちながらも、パランスの取れた人間関係をつまなく築きにくいのです。

最近の新聞やテレビで問題になってくる衝動的な少年犯罪について、私はコメントをよく求められます。

優等生で、とてもいい子に思われていた少年が、考えられないような残酷な殺人事件を引き起こしたりします。しかし、彼らの供述は、淡々と行っている語りです。さらさら、びっくり

つまづいてるという相談が多くみられることとです。

最近、このキャラクターの子もたちには、アスペルガー症候群が多いということがわかってきました。その子もたちがうまく育てば、その特有の才能を開花させることができる素質を持っている人が多いのです。

天才といわれる人の多くが、例えばエジソン、ニヒト、モーツァルトたちもアスペルガー人間であるがゆえに、偉大な業績を世界に残し得たのだといえます。

アスペルガー研究所は、そうした子どもたちへの教育方法を研究し、教育現場で子どもたちの素晴らしい才能を伸ばすために、「開設しました。

穏やかな海があり、明るくて美しいところだと、も気に入り、十二年前の震災の折、目立った被害のなかった奥池から三条町を抜け、当時動めていました神戸海星女子学院大学へ山手幹線をつたって、その帰途のこと、渋滞を避けようとして車を走らせた国道四三号で阪神高速が倒壊しているのを見た瞬間、ショックのあまり一カ月記憶が空白になるような経験もいたしました。が、芦屋は四季折々の風情も楽しめ、臨心理療士にもストレスが癒されるまちだと思っています。

井上 敬明(いのうえ としあき)氏
昭和十年京都市生まれ。臨心理学博士。昭和四十年、六甲カウンスリング研究所を設立。現所長。神戸海星女子学院大学教授を経て、現在、芦屋大学特任教授。同大学院アスペルガー研究所所長。本市青少年愛護センター運営連絡委員会長ほか、マスコミなどの教育相談コーナーライターとしても活躍多数。奥池町在住。

改正駐車場法の施行について

平成18年5月31日に公布された改正駐車場法が11月30日に施行され、自動二輪車(大型自動二輪車および普通自動二輪車で、いずれも側車付きを除く)が駐車場法の対象となりました。このことにより、駐車面積が500㎡以上の路外駐車場で自動二輪車を受け入れるものを新設する場合や、施行時点で設置済み(建築・修繕・模様替えの工事に着手済みのものを含む)の路外駐車場で自動二輪車を受け入れているもので、施行後に増築・改築等実施する場合には、駐車場法第11条による技術基準への適合が必要になります。

また、その内の駐車料金を徴するもの(月極めは除く)については、設置および管理規定等の市への届出が必要とす。

問い合わせ 開発指導課 ☎38-2071

夜間(17:00～9:00)水道修理事当番表【2月】

水道の修理は「芦屋市指定水道工事事業者」へ

店名	TEL	当番日
経営商會	22-3708	1, 7, 13, 19, 25
西岡設備工業所	22-6900	2, 15, 21, 27
前忠工業業	31-8548	3, 9, 22, 28
(資)神明商會	22-3665	4, 10, 16
中央水道工務所	22-3662	6, 11, 17, 23
原田商會	22-0706	6, 12, 18, 24
柳大飯商會	32-6302	8, 14, 20, 26

平日の昼間は水道部へお尋ねください。
土曜日・日曜日・祝日は市役所(緯31-2121)へお尋ねください。
夜間の修理は右の業者が待機しています。
1月当番表に誤りがありました。ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

問い合わせ 水道部工務課維持担当 緯38-2083

芦屋川カレッジ公開講座
あしやに恋してコンサート ～貴志康一没後70年記念～

芦屋ゆかりの音楽家によるバイオリン・ピアノが奏でる貴志康一の世界ほかをお楽しみください。

日時 2月7日(水)午後1時30分開場・2時開演
会場 ルナ・ホール
出演 <第一部> 北浦洋子(バイオリン)・竹内素子(ピアノ) / <第二部> 藤満健(ピアノ)
参加費 300円 申し込み 直接会場へ

問い合わせ 公民館 ☎35-0700(業平町8-24)

公民館音楽会
時田直也
ふれあいコンサート

日時 2月24日(土)午後1時30分～3時 会場 ルナ・ホール
出演 時田直也(盲目のバリトン歌手)
曲目 見上げてごらん夜の星を / ふれあい / 菩提樹ほか
参加費 400円 申し込み 直接会場へ

問い合わせ 公民館 ☎35-0700/FAX31-4998(業平町8-24)

ひとはく(県立人と自然の博物館) 井ヤラバン

芦屋川の自然と外来生物たち

芦屋川を中心とした自然と、自然への大いなる脅威「外来生物」について考えます。
【展示】芦屋の水生動物・サツキマス登る芦屋川・外来生物 カミツキガメ・オオクチバス など
会期 2月21日～3月5日<火曜日休館> 会場 市民センター 展示場
【セミナー】 とも電話がファクスで公民館へ。先着40人
「芦屋川の自然環境 森・川・海のつながり」
日時 2月24日(土)午前10時～11時30分 会場 市民センター 301室
講師 兵庫県立人と自然の博物館研究員・三橋 弘宗氏
「都市のヒートアイランド解決に水と緑が果たす役割」
日時 3月3日(土)午前10時～11時30分 会場 市民センター 201室
講師 兵庫県立人と自然の博物館研究員・客野 尚志氏

問い合わせ 公民館 ☎35-0700/FAX31-4998(業平町8-24)

白バラ だより

タスキ・スニーカー・だるまから何を連想されますか？
選挙が思い浮かんだでしょうか。今年の四月には、兵庫県議会議員選挙、芦屋市議会議員、芦屋市長選挙があり、これらに不満を訴えているあなたにとって、絶好の機会です。「誰がなつても変わらん」と、私に棄権を勧めた。前回の市政選挙の時なんて有権者の半数近くが棄権したんですよ。それってキケン(危険)じゃありませんか？
半数近くの市民がそっぽを向いている間に一部の人の思い通りに政治が運ばれていく。「政治が悪い」などと他人のせいにしていては決して、善い政治は行われません。私の一票で善くするんだ」と候補者についてよく見て、聞いて、考えて、あなたの一票をムタにしないでください。

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎38-2100